

社会保険 いわて

9月

奇数月発行/2015No.773

- 保険料が変わります!
- 療養費の「立替払等」と「治療用装具」のご案内
- 日本年金機構への不正アクセス事案についての「お詫び」と「お願い」について
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 10月・11月の出張相談所日程

岩手県社会保険協会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を応援します。



2016
希望郷

第71回国民体育大会

いわて国体

2016
希望郷

第16回全国障害者スポーツ大会

いわて大会

広げよう 感動。伝えよう 感謝。

いにしへの風にあう 志波城

「志波城まつり」

盛岡市

このお祭りは
近隣の人たちの
思いを込めた協力で
毎年賑わっている
催しです。
こうしたイベントをきっかけに
郷土や地域の歴史などを
知ってみてはいかがでしょうか。



画と文/千葉てるお

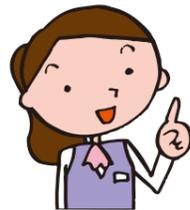


一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

保険料が変わります!

◆9月分から新しい標準報酬月額で計算します。
～9月分の保険料は10月に支給する給料から控除します～

毎年9月からは
新しい計算に



■算定基礎届によって決定された健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額

- ◎「算定基礎届」は、4～6月に実際に支払われた総支給額の実績を基にご提出いただき、それにより毎年9月からの標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。9月分以降の保険料は、定時決定された標準報酬月額により計算されます。
- ◎定時決定による標準報酬月額は、翌年の8月分までの保険料計算に使用されるほか、健康保険の給付や年金額の計算の基礎となる重要なものです。
- ◎決定された標準報酬月額は、「被保険者標準報酬決定通知書」により通知されますので、給料明細等で被保険者の皆様に必ずお知らせください。

◆厚生年金保険料の料率が改定されます。
～9月分の保険料から「一般17.828%」に～



■一般被保険者の厚生年金の保険料率は、毎年9月分から引き上げられます。

- ◎平成16年の法律改正により、保険料の上限を定めてその範囲内で給付水準を調整する「保険料水準固定方式」が導入され、一般被保険者の場合、平成16年以後、毎年9月に引き上げ、平成29年9月以降は18.300%で固定されます。
- ◎定時決定により標準報酬月額が変更となった方々を含め、10月に支払われる給料からの保険料控除にご留意ください。

被保険者種別	平成27年9月改定
一般被保険者	17.828%
坑内員・船員	17.936%
厚生年金基金	基金ごとに異なりますので、加入している基金にお問い合わせください。

厚生年金保険料率の引き上げ予定

年月	一般	坑内員・船員
平成28年9月～	18.182%	18.184%
平成29年9月～	18.300%	18.300%



保険料額表は、日本年金機構のホームページでご覧いただけます。
(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)

健康保険・厚生年金保険料の引き取り方

健康保険と厚生年金保険の保険料は事業主と被保険者が折半負担し、事業主が一括して当月分を翌月末日までに納付します。毎月標準報酬月額に基づいて計算した保険料を、さらに賞与等支払月には標準賞与額に基づいて計算した保険料を納付します。

◆保険料の被保険者負担分の給料からの控除の方法

- ◎事業主は、毎月の保険料については、被保険者の前月分の保険料を給料から控除できます。入社月の保険料も翌月控除となりますので、当月(資格取得月)の給料からは控除できません。また、さかのぼって数カ月分を控除することはできませんが、被保険者が月末に退職した場合は、当月分の保険料が徴収されるため、合わせて2カ月分を控除することができます。
- ◎70歳以上の人については厚生年金保険の被保険者にならないため健康保険分のみを納付します。また75歳以上の方は健康保険の被保険者にならないため、保険料納付は不要です。



◆退職月の扱い

退職月の保険料については月末退職か、そうでないかで変わります。

例1. 月末退職の場合

退職日 9月30日 → 資格喪失日 10月1日
保険料は喪失日の属する月(10月)の前月(9月)まで計算。
この場合9月の給料から8月分と9月分の2カ月分のみ保険料を控除できます。

例2. 月途中退職の場合

退職日 9月20日 → 資格喪失日 9月21日
保険料は喪失日の属する月(9月)の前月(8月)まで計算。
この場合9月の給料から8月分のみ保険料を控除できます。



◆賞与にかかる保険料

賞与にかかる保険料は資格取得月(資格取得日前を除く)以降に支給された賞与から保険料の対象となり、資格を喪失した月の賞与は対象となりません。賞与に対する保険料額は標準賞与額(1,000円未満切捨て)に保険料を乗じて算出します。

◆産前産後休業・育児休業中の保険料

産前産後休業及び育児休業中の保険料は、申出により本人、事業主分とも免除になります。

保険料の納付方法

保険料の納付には便利な口座振替をご利用いただけます。口座振替をご利用になりますと、毎月末(月末が土日祝日の場合は翌金融機関営業日)に自動振替となります。日本年金機構より送付される「保険料納入告知額・領収済通知書」を確認いただき、引き落とされる金額を指定口座に用意していただくだけで結構ですので、金融機関窓口等まで持参していただく必要がなくなります。詳しくはお近くの年金事務所まで。

療養費の「立替払等」と「治療用装具」のご案内

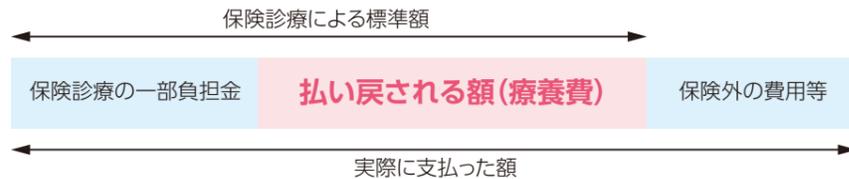
療養費(立替払等)～やむを得ない理由により全額自費で受診したとき～

療養費を申請するとどうなるの?

保険診療分(一部負担金を除いた金額)が払い戻されます

※ただし、やむを得ない理由であると認められる必要があります。

療養費のイメージ



療養費申請の流れ



やむを得ない理由とはどんな理由?

- 健康保険の加入手続き中で、健康保険証を提示できず自費で診療を受けたとき
- 協会けんぽの加入期間中に、誤って以前加入していた健康保険(国民健康保険など)の健康保険証を使って受診し、以前の加入先の健康保険へ医療費を返納したとき
- 海外旅行中などに、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けたとき(治療目的で海外に出向いた場合は対象外)
- やむを得ず保険医療機関となっていない病院等で診療を受けたとき

申請方法は?

「療養費支給申請書(立替払等)」と「下記の添付書類」を協会けんぽへご提出ください。

また、ケガが原因での申請の場合は、「負傷原因届」の添付も必要です。

添付書類

国内でやむを得ず健康保険証なしで受診したとき	①診療明細書(医療機関等から発行される傷病名や診療内容の記載があるもの) ②領収書の原本
海外旅行などの際にやむを得ず現地で受診したとき	①診療内容明細書および診療内容明細書の日本語訳 ②領収明細書および領収明細書の日本語訳 ③現地で支払った領収書の原本 ④渡航期間がわかるパスポート等の写し

療養費(治療用装具)～治療用装具や治療用メガネを作成したとき～

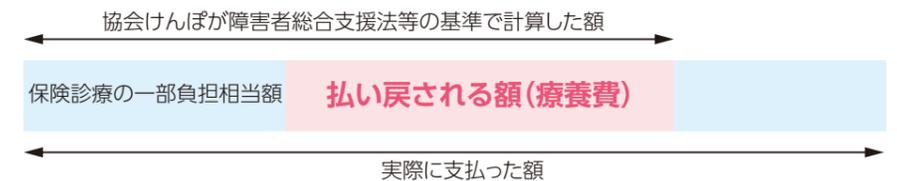
療養費を申請するとどうなるの?

装具費用の一部が払い戻されます

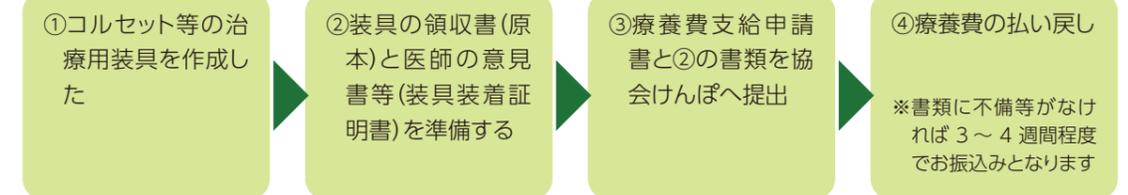
※仕事と関係のないケガや病気で、治療のために医師の指示にもとづき、「治療用装具等」を作成したときに限ります。

※一定期間に同じ装具を再作成されますと、払い戻しができない場合があります。

療養費のイメージ



療養費申請の流れ



どのような治療用装具が対象になるの?

- コルセット、膝サポーター等の治療用装具
- 弾性ストッキング等(四肢リンパ浮腫治療者用、乳がん、子宮悪性腫瘍等の術後者用)
- 小児弱視等の治療用メガネ、コンタクトレンズ(9歳未満の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正)

申請方法は?

「療養費支給申請書(治療用装具)」と「下記の添付書類」を協会けんぽへご提出ください。

また、ケガが原因での申請の場合は、「負傷原因届」の添付も必要です。

添付書類

治療用装具(コルセット・膝サポーター等)	①医師の「意見および装具装着証明書」等 ②領収書の原本(装具の名称、種類、内訳等の記載があるもの)
弾性ストッキング等	①医師の「弾性着衣等装着指示書」等 ②領収書の原本(弾性着衣の名称、種類、内訳等の記載があるもの)
治療用メガネ・コンタクトレンズ(9歳未満の小児用)	①医師の「眼鏡等作成指示書」(視力等の検査結果がわかるもの) ②領収書の原本

療養費に関するお問い合わせ ☎019-604-9070(協会けんぽ岩手支部業務グループ)



毎月の給与計算等の際に作成する賃金台帳について、今回は労働基準法に基づくそのポイントについて確認します。

日本年金機構への不正アクセス事案についての「お詫び」と「お願い」について

日本年金機構への不正アクセスにより、お客様の個人情報が流出した件につきましては、皆様に変なご迷惑とご心配をおかけし、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

日本年金機構では、お客様の年金を守ることを最優先に取り組み、被害が発生しないよう最大限の努力を続けてまいります。該当するお客様には「お詫び」のお手紙を6月中に差し上げ、安全を期すため「基礎年金番号」そのものを新しい「基礎年金番号」に変更し、郵送にてお知らせする予定となっております。

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください

今回の個人情報流出を受け、日本年金機構又は銀行協会等を名乗り、口座番号や家族構成等の情報を聞き出そうとする者、実際にご家庭を訪問し、通帳の提示を求める不審な者が現れております。ご注意ください。

- ◆日本年金機構から、今回の件で、お客様へ電話やメールで連絡することはありません。ご本人等への「なりすまし」による届出を防ぐ必要がある場合や、再確認が必要な場合に、連絡を取らせていただいております。
- ◆日本年金機構の職員等が金銭、或いはキャッシュカードを要求することは一切ありません。銀行等のATMでの操作を依頼することはありません。

ご自分の情報が流出しているのでは? など、ご心配の方は下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口 (通話料はかかりません)

0120-818211

相談受付時間 午前8時30分から午後9時(平日及び土日)

全労働者



Q1. 賃金台帳は、作成しなければならないのでしょうか?

A1. 賃金台帳は、各事業場ごとに作成し、賃金の支払の都度、各労働者別に遅滞なく記入しなければなりません。作成の対象となる労働者は、日雇労働者を含むすべての労働者です。

Q2. 賃金台帳には何を記入しますか?

A2. 以下に掲げる事項について記入することが定められています。なお、必要事項が記載されていればどんな様式でも構わないことになっています。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 賃金計算期間
- ④ 労働日数
- ⑤ 労働時間数
- ⑥ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の労働時間数
- ⑦ 基本給、手当その他の賃金の種類ごとにその額
- ⑧ 労使協定^⑨により賃金の一部を控除した場合はその額 (例えば旅行積立金、立替金、互助会費等)

(注) 労使協定とは、労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定のことをいいます。

必要事項の記入があれば書式は決まっていない



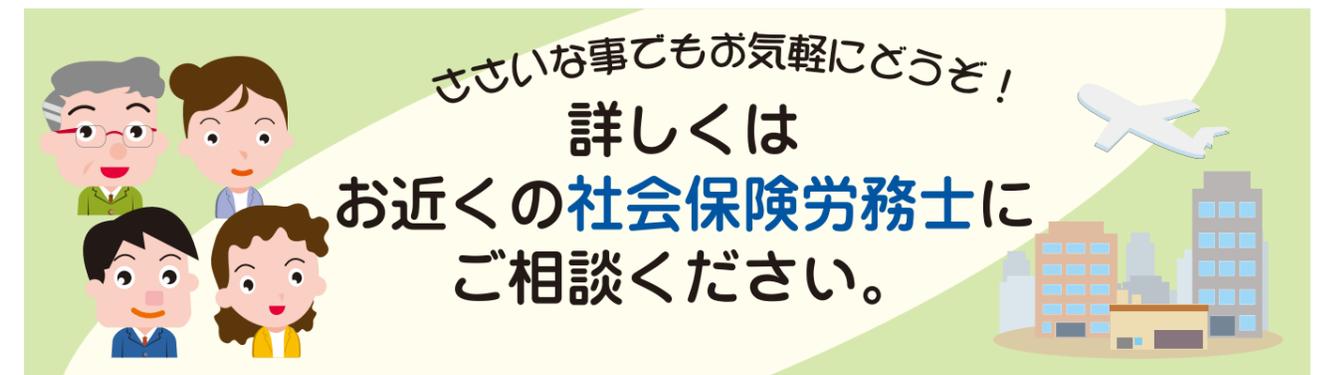
最後に記入した日から3年間の保存期間



Q3. 賃金台帳の保存期間は何年ですか?

A3. 3年です。保存期間の起算日は「最後の記入をした日」となります。

【提供：岩手県社会保険労務士会】





社会保険協会からの
お知らせ

健康づくり事業 鞍掛山軽登山が行われました。



7月5日(日)、今年度で第3回目の開催となります「鞍掛山軽登山」が行われました。

梅雨の時期とあって天候が心配されましたが、約70名の参加者が集合する頃には雨の心配も解消され、滝沢市山岳協会の引率の下、和気藹々と山頂を目指して出発。途中、登山道沿いに咲く草花の説明や鞍掛山と岩手山にまつわる伝説などに耳を傾けながら、約1時間半をかけて参加者全員が無事山頂に到着することができました。岩手山の山頂付近はガスに隠れて見ることはできませんでしたが、思い思いのポーズで記念写真を撮ったりおにぎりを食べたりと楽しい時間を過ごした後、無事全員下山することができました。来年も多くの皆様のご参加と晴天を願ってお待ちしております。

■平成27年度上期 社会保険事務研修会が行われました。

社会保険事務を担当される方々を対象とした「社会保険事務研修会」が、7月21日(岩手町会場)、22日(野田村会場)、24日(釜石市会場)の3日間にわたり開催されました。

研修テーマは、「60歳以後の年金額調整のしくみ」、「健康保険の給付」及び「雇用保険の事務手続き」とし、会員事業所の事務担当者を中心に89名の皆様から受講いただきました。

なお、9月には「平成27年度下期 社会保険事務研修会」として、15日「住田町民ホール(住田町)」、16日「縄文ホール(旧藤沢町)」、18日「西和賀銀河ホール(西和賀町)」で開催いたします。

社会保険出張相談所

会場	10月	11月	時間	
盛岡	八幡平市役所	8(木)	12(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	14(水)	18(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	21(水)	11月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	10月はお休みです	25(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	22(木)	19(木)	10:30~15:30
	大船渡商工会議所	29(木)	26(木)	10:30~15:30
	奥州商工会議所(水沢)	10月はお休みです	5(木)	10:00~16:00
	奥州商工会議所(江刺)	8(木)	11月はお休みです	10:00~15:00
宮古	青葉ビル研修室(釜石市)	8(木)	12(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市まちおこしセンター	1(木)	5(木)	10:30~15:30
二戸		7(水)	4(水)	10:30~16:00
	久慈市文化会館(アンバーホール)	21(水)	16(月)	10:30~16:00
			30(月)	10:30~16:00

※各会場とも電話による予約相談を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間の照会等には年金手帳が基礎年金番号通知書、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。